

原議保存期間	5年(令和3年3月31日まで)
有効期間	5年(令和3年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丁生企発第129号
警察庁丁刑企発第22号
令和8年3月11日
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁刑事局刑事企画課長

官民データ活用の推進に伴い公開する犯罪発生情報のデータの構成及び形式について(通達)

国、地方公共団体及び事業者が公共データの公開及び活用に取り組む上での基本指針である「オープンデータ基本指針(平成29年5月30日付け高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)」において、オープンデータの意義として、国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化及び行政の透明性・信頼の向上が掲げられているほか、平成28年12月14日に施行された官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)に基づく「官民データ活用推進基本計画」においては、政府が重点的に講ずべき施策として、「犯罪発生情報のオープンデータ化の推進」が示されているところである。

犯罪発生情報については、被害者を始めとする事件関係者(以下「被害者等」という。)のプライバシーの侵害や警察活動への支障が生じないように配慮する必要があるものの、これを公開することにより、学術関係者から効果的な犯罪抑止対策の知見を得られるとともに、関係機関や地域住民等による自主的な防犯対策の促進が期待される場所である。

こうした観点から、官民データ活用の推進に伴い公開する犯罪発生情報(以下「犯罪オープンデータ」という。)の構成及び形式については、下記のとおりとするので、各都道府県警察にあっては、犯罪オープンデータの公開について、適切な運用を図られたい。

なお、「官民データ活用の推進に伴い公開する犯罪発生情報のデータの構成及び形式について(通達)」(令和3年3月1日付け警察庁丁生企発第146号ほか)は廃止する。

記

1 犯罪オープンデータの構成

(1) 構成

犯罪オープンデータは、別添オープンデータ構成表により構成するものとする。

(2) 公開基準の適用判断

犯罪オープンデータの構成は、原則として、オープンデータ構成表の各手口別

に示す「原則基準」によるものとする。

(3) 「例外基準」の適用

「例外基準」は、オープンデータ構成表の項目のうち、「原則基準」の公開では支障のあるものに限って適用するものとする。

例えば、オープンデータ構成表中の「発生地」の地域が過疎地である、特定の施設のみが所在する等の事由により、「発生地」の情報とその他の情報を関連付けると被害者等が特定されるなど、そのプライバシーの侵害や警察活動への支障が生じる場合には、当該「発生地」の地域においては、オープンデータ構成表の各手口別に示す「例外基準」によることができる。この場合において、漠然とした理由により、被害者等のプライバシーが侵害される恐れがあるなどとして「例外基準」を適用することがないように留意すること。

なお、「発生地」以外の項目のいずれかを「例外基準」とすることにより、被害者等のプライバシーの侵害等が解消される場合は、「発生地」については、「原則基準」を適用するものとする。

2 犯罪オープンデータの形式

犯罪オープンデータを掲載したウェブサイトの閲覧者が、当該データをダウンロードすることが可能となるよう、犯罪オープンデータの形式は、原則として、1セル1情報のCSVファイル（データベースの各レコードにおいてカンマで区切り表現するテキスト形式のファイルで拡張子が「.csv」のファイルをいう。）とするものとする。

また、犯罪オープンデータをウェブサイトに掲載したときは、当該ウェブサイトのトップページにその掲載場所を明示するなど、閲覧者の利便性に配慮するものとする。

3 その他

(1) 運用上の細目事項

犯罪オープンデータの公開時期及び作成に係る加工要領等の細目事項については、別途示す。

(2) その他の情報の公開

本通達の実施において、都道府県警察がその実情に応じて、オープンデータ構成表で示した情報以外の情報を公開する場合には、あらかじめ、警察庁生活安全局生活安全企画課と協議すること。